○防衛省令第二十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、防衛省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

防衛大臣　中谷　元

防衛省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（防衛省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　防衛省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

（防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

第四条中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改める。

附　則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第二十三号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家公安委員会文書決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

国家公安委員会文書決裁規則の一部を改正する規則

国家公安委員会文書決裁規則（平成十年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三号中「内閣府令案」の下に「で重要なもの」を加え、第四号中「国家公安委員会規則」の下に「で重要なもの」を加え、第八号中「関すること。」を「関することで重要なもの」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会規則第二十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部の施行に伴い、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部を改正する規則

第三条第四項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「規定する電子証明書」を「規定する署名用電子証明書」に改める。

附　則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第四十七号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の六第三項において準用する同規則第三十九条の二第八項の規定により平成二十七年十二月二十二日付けをもって次のとおり型式の認定を取り消したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十三条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十七年十二月二十八日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

取消しに係る型式認定番号	安全器材等の名称及び型式	取消しを受けた者の氏名及び住所
交　F04－2	昼夜間兼用停止表示板 RE－450	株式会社良栄プラスチック 新潟市東区豊２－１－14

○政治資金適正化委員会告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十七年十二月二十八日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
四九七八	二七、一二、一一	阿部　洋一
四九七九	二七、一二、一一	青木　嘉明
四九八〇	二七、一二、一一	石井　忠弘
四九八一	二七、一二、一一	高木　好道
四九八二	二七、一二、一一	吉住　幸貴
四九八三	二七、一二、一一	瀬川　昇
四九八四	二七、一二、一一	平井　俊行
四九八五	二七、一二、一一	須田　均
四九八六	二七、一二、一一	加藤　博
四九八七	二七、一二、一一	南保　和德

○法務省告示第六百四十九号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年十二月二十八日

法務大臣　岩城　光英

認証紛争解決事業者の名称

山形県司法書士会

変更前の住所

山形県山形市緑町一丁目四番三十五号

変更後の住所

山形県山形市小白川町一丁目十六番二十六号

変更年月日

平成二十七年十月五日